

議案第 47 号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 2 日

提出者 瑞穂町長 杉浦 裕之

(提案理由)

日米地位協定に基づき、アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等の税を減免するため、条例を制定する必要があるため、本案を提出する。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和 27 年法律第 119 号。以下「特例法」という。）第 4 条第 1 項並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、軽自動車税の種別割（同法第 442 条第 2 号に規定する種別割をいう。以下「種別割」という。）の賦課徴収について、瑞穂町税賦課徴収条例（昭和 25 年条例第

7号)の特例を設けることを目的とする。

(種別割の税率)

第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等(特例法第2条第4項から第6項までに規定するものをいう。)の所有する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)に対する種別割の税率は、1台について、次に掲げる額とする。

(1) 原動機付自転車又は小型特殊自動車 年額 500円

(2) 軽自動車

ア 2輪又は3輪のもの 年額 1,000円

イ 4輪以上のもので 年額 3,000円

(3) 2輪の小型自動車 年額 1,000円

(徴収の方法)

第3条 前条に規定する軽自動車等に対する種別割については、この条例の定めるところにより証紙徴収の方法によって徴収する。

(証紙徴収の手続)

第4条 軽自動車等に対する種別割の納税義務者は、当該税額を軽自動車税(種別割)納税証紙(以下「証紙」という。)によって払い込まなければならない。

2 種別割の納税義務は、証紙に軽自動車税(種別割)納税済印(以下「納税済印」という。)による検印を受けたときに完了するものとする。

3 証紙及び納税済印について必要な事項は、規則で定めるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。